締約国に関する情報 ＡＥ	アラブ首長国連邦	附属書　Ｂ１ ＡＥ

一　般　情　報

国内官庁の名称	International Center for Patent Registration, Ministry of Economy (United Arab Emirates)(経済省特許登録国際センター(アラブ首長国連邦))
所在地及び郵便のあて名	P.O. Box 3625, Sheikh Khalifa Bin Saeed Street, Dubai, United Arab Emirates P.O. Box 901, Liwa Tower, Abu Dhabi, United Arab Emirates
電話番号	ドバイ：(971-4) 14 15 81, 14 15 60 アブダビ：(971-2) 613 14 02
ファクシミリ装置	ドバイ：(971-4) 385 10 77, 358 13 13 アブダビ：(971-2) 626 36 34
電子メール インターネット	icpr@economy.ae www.economy.gov.ae
ＰＣＴ規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理しない
アラブ首長国連邦の国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＷＩＰＯ国際事務局（附属書Ｃ（ＩＢ）参照）
アラブ首長国連邦が指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	経済省特許登録国際センター（アラブ首長国連邦)(国内段階参照）
アラブ首長国連邦を選択できるか？	できる（ＰＣＴ第Ⅱ章に拘束）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特許，実用新案，追加特許
国際型調査に関するアラブ首長国連邦の規定	な　し

［次頁に続く］

ＡＥ	アラブ首長国連邦（続き）	ＡＥ
国際公開に基づく仮保護	な　し	
アラブ首長国連邦が指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
アラブ首長国連邦が指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がＰＣＴ第２２条又は第３９条(1)に基づく期間の満了するときまで不明の場合，管轄官庁は通知の日から３箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し	